

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県福山庁舎食堂において、職員の福利厚生に資するため安価で良質な食事等を提供する。

(2) 業務内容

別紙「広島県福山庁舎食堂運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、最長で令和11年3月31日まで更新することができる。

(4) 委託料等

広島県は、この業務に委託料を支払わない。また、この業務により赤字が生じても補てんはしない。

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和7年12月1日（月） 午後4時00分

(2) 公募型プロポーザルの説明会の実施

当該公募型プロポーザルに係る現地説明会を次のとおり実施する。

また、説明会への参加を希望するものはその旨を申し出ること。

下記以外の日程での対応については、個別に申し出ること。

ア 参加申出場所

広島県東部総務事務所総務課

福山市三吉町一丁目1-1 電話 084-921-1201 （ダイヤルイン）

イ 参加申出期限

令和7年11月26日（水） 午前11時00分

ウ 説明会開催日

令和7年11月26日（水） 午後3時00分

エ 説明会開催場所

福山市三吉町一丁目1-1

福山庁舎第3庁舎8階食堂

(3) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和7年12月9日（火） 午後4時00分

(4) 上記(3)に対する回答期限等

令和7年12月10日（水）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(5) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県東部総務事務所総務課

② 提案書提出期限

令和7年12月12日（金） 午後5時00分

③ 提出部数

9部提出すること。（添付する資料、パンフレット等を含む）

(6) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等

① 実施場所 福山庁舎第3庁舎 383 会議室

② 実施日時 令和7年12月17日（水）午後

③ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

(7) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 直近3か年の損益計算書・貸借対照表

イ 広島県の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）

ウ 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）

② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

④ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(8) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について

① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(3)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。

② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(9) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

② 上記の通知を受けた者は、広島県東部総務事務所総務課に対してその理由説明を求めることができる。

③ この説明を求める場合は、令和7年12月22日（月）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

④ 上記に対する回答は、令和7年12月23日（火）までに、書面により行う。

(10) 支払

広島県は、この業務に委託料を支払わない。また、この業務により赤字が生じても、補てんはしない。

- (11) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (12) 参加者の負担について
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、
提出者の負担とする。
- (13) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (14) 提出された提案書について
- ① 提出された提案書は、返却しない。
 - ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合は使用することがある。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約
☐適用 ☒適用なし

4 添付書類

- ☒ 公告文
- ☒ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式第 1 号）
- ☒ 契約書（案）
- ☒ 広島県福山庁舎食堂運営業務仕様書
- ☒ 提案書（様式第 2 号）
- ☒ 仕様書等に対する質問書（様式第 3 号）
- ☒ 広島県福山庁舎食堂運営事業者募集に係る公募評価基準

5 参考資料

- ☒ 福山庁舎食堂令和 6 年度の売上実績
- ☒ 福山庁舎 食堂メニュー（現行のメニュー）

【問い合わせ先】

広島県東部総務事務所総務課 担当：新山
電話 084-921-1201（ダイヤルイン）
FAX 084-921-1364
電子メール sjesoumu@pref.hiroshima.lg.jp